



産業廃棄物収集運搬業許可証

岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7 住 所

氏 名 有限会社久米産業 代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

齋藤元彦 兵庫県知事

許可の年月日 令和7年9月19日

許可の有効年月日 令和12年9月18日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 2. 汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 14.鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年9月19日 新規許可 平成12年9月19日 更新許可

平成17年9月19日 更新許可

平成19年1月10日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

平成20年7月30日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

平成22年9月19日 更新許可

平成27年9月19日 更新許可

令和2年9月19日 更新許可

令和7年9月19日 更新許可

平成22年9月21日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)